議案第　９　号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成２７年おいらせ町条例第３１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和　３　年　３　月　４　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

提案理由

附属機関の会議を、書面による審議をもって会議に代えることができるようにするため、また、附属機関の見直しに伴い、２つの附属機関の所掌事項等の改正及び１つの附属機関の設置を行うため提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成２７年おいらせ町条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１１条を第１２条とし、第８条から第１０条までを１条ずつ繰り下げ、第７条の次に次の１条を加える。

（書面審議）

第８条　前条第１項の規定にかかわらず、会長等が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

２　前条第３項及び第４項の規定は、前項の場合について準用する。

別表第１おいらせ町防災会議の項を次のように改める

おいらせ町防災会議	(1)　おいらせ町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。 (4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	20人以内	(1)　指定地方行政機関の職員 (2)　青森県の知事の部内の職員 (3)　青森県警察の警察官 (4)　町の職員 (5)　町教育委員会教育長 (6)　消防長又は消防長が指定する消防職員及び消防団長 (7)　八戸圏域水道企業団の副企業長 (8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者	2年	(1)　会長　町長 (2)　会長職務代理者　会長の指名	まちづくり防災課

別表第１おいらせ町健康づくり推進協議会の項の次に次のように加える。

おいらせ町予防接種健康被害調査委員会	予防接種法の規定に基づく予防接種に関連して発生した健康被害についての原因及び責任の所在を調査及び審議すること。	5人以内	(1)　副町長 (2)　地区医師会の推薦する医師 (3)　関係行政機関の職員（保健所長） (4)　専門医師 (5)　その他町長が必要と認める者	2年以内	(1)　委員長　委員の互選 (2)　副委員長　委員の互選	保健こども課

第２条　おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１おいらせ町ハートピア助成金審査会の項を次のように改める。

おいらせ町まちづくり活動支援事業助成金審査会	まちづくり活動支援事業助成金の交付の決定に必要な事項を審査すること。	5人以内	(1)　町内に住所を有し、まちづくりに関し識見を有する者 (2)　副町長 (3)　その他町長が必要と認める者	2年	(1)　会長　副町長 (2)　会長職務代理者　会長の指名	まちづくり防災課

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。